

医療的ケア児・者の生活を支えるために必要なことについて1 令和4年度「委員会」で協議すること

(1) 訪問看護が自宅以外でも使えないか。

○訪看が利用できる制度

- ・支援学校送迎での利用
- ・保育所での利用
- ・医療型短期入所での利用 等

○利用できる制度の希望

- ・日中一時支援に訪看が来てほしい。➡①地域生活支援事業での医療連携体制加算での看護師利用 ②障がい福祉サービス等の利用時に訪問看護を利用できるよう市町から府に要望してほしい。
- ・緊急時土日 SS 利用時に、自費で訪看を利用した。

(2) 京都府障害児（者）療育等支援事業

○口腔ケアの仕組みづくりについて

- ・現状（乙訓ひまわり園から）

➡それぞれの事業所がお金を出して・・・

訪問歯科診療で医療保険を使って・・・（「訪問歯科診療の説明」）

(3) 支援学校送迎に関わる、安心送迎サポート事業について

(4) 支援校跡地の共生型福祉施設構想に関わる短期入所の利用について

2 ワーキングチームで協議し、「委員会」に諮ること

(1) 保育所入所について ➡ 個別会

(2) 3号研修の周知について ➡ 人材育成

3 担当部署と相談・検討中

(1) 重度障害者等就労支援特別事業について（京都市、長岡京市実施）

4 他の部会等で協議すること

(1) 入浴の機会が足りないことについて ➡ 入浴ワーキング

5 次年度以降に協議をしていくこと

(1) 災害時の個別避難計画について

(2) 医療度の高い方が社会とつながりにくいことについて

※ただし、今年度で協議しきれない場合は、次年度引き続く場合がある。